

和田あき子 県議が6月30日、6月県議会（6/22～7/7）一般質問に立ちました。質問と答弁の要旨を紹介します。



＊ ＊子どもたちの大切な居場所…福祉の心に寄り添って＊ ＊

和田 長野市の障がい児放課後デイサービスが民間企業により運営されていたが、一片の通知のみで突然閉鎖に。この事例に対し県はどのような対応をしたのか。また、今回の企業は以前から問題があったところだが、民間企業が障がい者福祉サービス事業を始めるにあたり基準と審査はどのようになっているのか。

健康福祉部長 事業所元の会社に対し少なくとも1ヶ月の事業継続と、廃止にあたり利用者の処遇等を適切に行うよう指導。県を含め携わった機関において協議し、他の事業所の紹介をした。審査において他の法令により罰金刑以上に処された者ではないか、書面および現地調査にて行っている。

和田 障がいのある子どもにとって放課後を安心して過ごせる居場所であった。子どもが最大の犠牲者であり、一生懸命支えてきた職員の皆さんは給与未払いのままであるにも関わらず、子どもたちのために新たなサービスをと、限りない福祉を目指している。福祉を食い物にされることのないよう県としてしっかり寄り添った支援を心からお願いしたい。

＊ ＊就学援助制度の拡充—とくに入学準備金の事前支給について—＊ ＊

和田 文部科学省が今年3月31日付でH29年度要保護児童生徒援助費補助金について中学校だけでなく小学校においても入学前に支給した就学用品費等(入学準備金)を国庫補助対象にできるとの一部改正を各都道府県教育長宛てに通知した。また、公立のみならず私立に通う児童生徒に対しての実施についても県から市町村に指導を、との明記もあった。これをどう受け止めているか。

教育長 支援を必要とする方々に配慮した非常に良い措置である。市町村に対しても適切な援助が実施されるよう通知した。

和田 ある自治体では小学校入学前の支給は課題が多い。私立学校の児童は考えていない。との答弁も。市町村教育委員会・援助の必要な家庭に対し実施に向けた周知徹底を。また準要保護世帯の拡充のため市町村に県として財政的支援を。

教育長 改めて改正の趣旨や内容を市町村に周知する。準要保護者については市町村が判断するもの。

＊ ＊教員の超過勤務時間改善を＊ ＊

教職員の月80時間超の超過勤務状態がまだ圧倒的に多いことをあげ、現場の実態把握をし、改善を図ることが大事だとし、時間外労働の割り振りによる実施効果について質問しました。また少人数学級や職員定数改善を国に求めるよう要求しました。

質問を終えて

くらしの願いを県政へ。
一歩でも前へと、今後がんばらなければと思います。暑い中汗をかきながらみなさんの声をお聞きしてまいります。